

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号		8	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	42-2 42-3	許認可等 の内容	職業訓練法人の残余財産の認 可	
<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第四十二条 解散した職業訓練法人の残余財産は、定款又は寄附行為で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。この場合において、社団である職業訓練法人に係る出資者に帰属すべき残余財産の額は、当該出資者の出資額を限度とする。</p> <p>2 社団である職業訓練法人の残余財産のうち、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を得、かつ、都道府県知事の認可を受けて定めた者に帰属させる。</p> <p>3 財団である職業訓練法人の残余財産のうち、第一項の規定により処分されないものは、清算人が都道府県知事の認可を受けて、他の職業訓練の事業を行う者に帰属させる。</p> <p>4 前二項の規定により処分されない残余財産は、都道府県に帰属する</p>						